

岡山県公報

発行
岡山県



目次		発行 岡山県	目次	担当課 (室)
<ul style="list-style-type: none"> ○ 岡山県事務処理規則の一部を改正する規則 【規則】 (県例規集登載) ○ 岡山県庁文書規程の一部改正 【訓令】 (県例規集登載) ○ 岡山県公印管守規程 【合同訓令】 (県例規集登載) ○ 岡山県公印管守規程の廃止 (以上県例規集登載) 【告示】 ○ 書面の保存等に代えて電磁的方法による保存等を行うことができるものの指定の廃止 (県例規集登載) ○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定 【告示】 ○ 指定居宅サービスの事業の廃止 ○ 〃 ○ 道路の区域変更 ○ 道路の供用開始 	<p>総務学事課</p> <p>デジタル推進課</p> <p>健康推進課</p> <p>指導監査課</p> <p>〃</p> <p>道路整備課</p>		<ul style="list-style-type: none"> ○ 公共測量の実施 ○ 公共測量の終了 ○ 〃 ○ 〃 ○ 岡山県人事委員会事務局処務規程の一部改正 【人事委員会】 (県例規集登載) ○ 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数 【選挙管理委員会】 (県例規集登載) ○ 岡山県監査事務局処務規程の一部改正 【監査事務局】 (県例規集登載) ○ 岡山県教育委員会事務局の組織及び事務分掌規則の一部を改正する規則 【教育委員会】 (県例規集登載) ○ 岡山県教育委員会公印の寸法及び管理に関する規程の一部を改正する規則 (以上県例規集登載) ○ 岡山県労働委員会事務局事務処理規程の一部改正 【労働委員会】 (県例規集登載) ○ 岡山県収用委員会事務局事務処理規程の一部改正 【収用委員会】 (県例規集登載) 	<p>監理課</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>人事委員会</p> <p>選挙管理委員会</p> <p>監査事務局</p> <p>教育委員会</p> <p>〃</p> <p>労働委員会</p> <p>収用委員会</p>

<p>正</p> <p>(県例規集登載)</p>	<p>目次</p>
	<p>担当課(室)</p>
	<p>目次</p>
	<p>担当課(室)</p>

◎岡山県規則第八号

岡山県事務処理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県事務処理規則の一部を改正する規則

岡山県事務処理規則（昭和四十四年岡山県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一(1)2の項14中「岡山県公印管守規程（令和4年岡山県訓令・岡山県警察訓令第1号）」を「岡山県公印管守規程（令和8年岡山県訓令・岡山県教育委員会訓令・岡山警察訓令第1号）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

◎岡山県訓令第1号

庁 中 一 般

岡山県庁文書規程（昭和三十八年岡山県訓令第18号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

第二十九条中「岡山県公印管守規程（令和四年岡山県訓令・岡山県警察訓令第1号）」を「岡山県公印管守規程（令和八年岡山県訓令・岡山県教育委員会訓令・岡山県警察訓令第1号）」に改める。

様式第十五号及び様式第十六号中「~~非~~」を「~~文書~~」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

岡山県訓令
◎岡山県教育委員会訓令第一号
岡山県警察訓令

岡山県公印管守規程を次のように定める。
令和八年三月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太
岡山県教育委員会
岡山県警察本部長 工藤 陽 代
庁中一般
出先機関
教育本部
警察本部

岡山県公印管守規程

(趣旨)

第一条 公印の保管、使用その他公印管守については、この規程の定めるところによる。
(定義)

第二条 この規程において「公印」とは、岡山県公印寸法（昭和二十七年岡山県規則第九十一号）第二条の規定による印をいう。

(公印事務の処理)

第三条 公印に関する事務は、次に掲げるとおりとし、総務学事課において総括する。

- 一 公印台帳（様式第一号）の整備保管
- 二 廃止公印の保管
- 三 その他公印の取扱上必要な事項

(公印の管守)

第四条 県印、収入決定者印、知事職務代理者印及び副知事印は総務学事課長が、知事印は主管課長（岡山県行政組織規則（昭和四十一年岡山県規則第三十二号。以下「組織規則」という。）第十四条に規定する課の長をいう。以下同じ。）、教育庁教育政策課長及び警察本部警務部警務課長が、部長印、次長印及び部印は主管課長が、会計管理者印は出納局会計課長が、その他の公印は課及び室（組織規則第六条から第十三条までに規定する課又は室をいう。以下同じ。）並びに出先機関（組織規則第五条第四号に規定する出先機関をいう。以下同じ。）の長が管守する。

2 県印、知事印及び知事職務代理者印で特定の目的に使用するものは、知事の承認を得て、総務学事課長、主管課長、教育庁教育政策課長及び警察本部警務部警務課長以外の者に管守させることができる。
(公印の新調等)

第五条 公印を管守する者は、公印を新調し、改刻し、又は廃止しようとするときは、知事の承認を受けなければならない。

2 前項の規定による手続を経て、公印を新調し、改刻し、又は廃止したときは、公印名、印影及び使用又は廃止の年月日を総務学事課長に通知し、公印台帳に登載を受けるとともに、廃止した公印は、総務学事課長に引き継がなければならない。
(公印の取扱い)

第六条 公印は、常に堅ろうな容器に納めて錠を施し、第四条に規定する管守者（以下「管守者」という。）が保管、使用その他の責任を負うものとする。
(公印取扱者及びその代理者)

第七条 管守者は、公印取扱者を定め、その管守する公印の保管、使用その他の関係事

務を処理させることができる。

2 前項の公印取扱者は、本庁（組織規則第五条第二号に規定する本庁をいう。第九条第二項において同じ。）にあつては特別の事情がない限り岡山県庁文書規程（昭和三十八年岡山県訓令第十八号）第四条の文書副管理者を、教育庁教育政策課にあつては岡山県教育委員会文書規程（平成八年岡山県教育委員会訓令第三号）第四条の文書副管理者を、警察本部警務部警務課にあつては警察本部警務部警務課次長を充てなければならぬ。

3 公印取扱者が不在のときは、管守者が定めた職員がその事務を行う。
（公印の使用）

第八条 公印を使用しようとするときは、岡山県庁文書規程第一条の二第一項第四号に規定する文書管理システムにより、公印取扱者（公印取扱者が不在のときはその代理人とし、公印取扱者の任命のないときは管守者とする。以下同じ。）に申請して審査を受けなければならない。

2 公印取扱者は、公印の使用を適当と認めるときは、文書管理システムに承認の登録をしなければならない。ただし、起案文書のない場合において、やむを得ず公印を使用させたときは公印特別使用簿（様式第二号）に必要事項を記入しなければならない。

3 総務学事課長が第一項の規定により難いと認めた場合は、押印しようとする書類に起案文書その他証拠書類を添え、公印取扱者に提示して審査を受けなければならない。

4 公印取扱者は、前項の規定による公印の使用を適当と認めるときは、起案文書に認印を押さなければならない。
（公印の刷り込み）

第九条 納入通知書その他主管課総務班長（組織規則第十四条に規定する課の総務班長をいう。次項において同じ。）、教育庁教育政策課長又は警察本部警務部警務課長が特に必要と認めたものの公印の使用については、前条の規定にかかわらず、これらの書類に公印を刷り込むことにより押印に代えることができる。

2 前項の規定により公印を刷り込もうとするときは、公印刷り込み申請書（様式第三号）を本庁及び出先機関にあつては主管課総務班長に、教育庁にあつては教育庁教育政策課長に、警察本部にあつては警察本部警務部警務課長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 公印の刷り込みを行う課及び室並びに出先機関並びに岡山県教育委員会事務局の組織及び事務分掌規則（昭和三十一年岡山県教育委員会規則第十二号）第三条に規定する課及び室並びに岡山県警察組織規則（昭和二十九年岡山県公安委員会規則第一号）第一条に規定する課にあつては、公印刷り込み文書受払台帳（様式第四号）により刷り込み文書の保管及び使用の状況を明らかにしなければならない。
（出納員印等の取扱い）

第十条 次の各号に掲げる公印は、当該各号に定める者がその保管、使用その他の責任を負うものとする。

- 一 出納員印 出納員
- 二 収納出納員印 収納出納員
- 三 企業出納員印 企業出納員

2 出納員印、収納出納員印及び企業出納員印を新調し、改刻し、又は廃止しようとする場合には、第五条の規定の例により、通知し、及び引き継がなければならない。この場合において、通知及び引継ぎは、所属長を経由しなければならない。

（管守状況の調査報告）

第十一条 総務学事課長は、期間を定め、管守者の公印管守に関して必要な事項を調査

- し、その状況を知事に報告しなければならない。
- 2 総務学事課長は、前項の調査について必要があるときは、管守者に報告を求め、書類又は帳簿を提出させることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の日の前日までに、岡山県公印管守規程の廃止（令和八年岡山県訓令・岡山県警察訓令第一号）による廃止前の岡山県公印管守規程（令和四年岡山県訓令・岡山県警察訓令第一号）第三条第一号の規定により調製された台帳は、この訓令第三条第一号の規定により調製された台帳とみなす。

令和8年3月10日 岡山県公報 第12784号

様式第1号（第3条関係）

公 印 台 帳 (保管主務課別)

公 印 名	印 影	制 定 年 月 日	使 用 範 囲	廃 止 年 月 日 そ の 他

令和8年3月10日 岡山県公報 第12784号

様式第2号（第8条関係）

公 印 特 別 使 用 簿

月 日	使 用 課	使 用 の 理 由	公 印 名	使 用 枚 数

令和8年3月10日 岡山県公報 第12784号

様式第3号（第9条関係）

番 号
年 月 日

殿

_____長

公印刷り込み申請書

岡山県公印管守規程（令和8年岡山県訓令・岡山県教育委員会訓令・岡山県警察訓令第1号）第9条第2項の規定により、次のものについて公印刷り込みの承認をお願いします。

件 名	
公印の種類	
印刷枚数	枚
使用期間	年 月から 年 月まで
使用目的及び印刷り込みの必要性	

令和8年3月10日 岡山県公報 第12784号

様式第4号（第9条関係）

公印刷り込み文書受払台帳

件名（ ）公印の種類（ ）

課長	班長	担当	年 月 日	承 認 番 号	印刷枚数 (受)	使用枚数 (払)	残存枚数 (残)	摘 要
			月 日					
			月 日					
			月 日					
			月 日					
			月 日					
			月 日					
			月 日					
			月 日					
			月 日					
			月 日					
			月 日					
			月 日					
			月 日					

備考：摘要欄には、破損枚数、発送番号等を記入すること。

◎ 岡山県訓令
岡山県警察訓令 第一号

岡山県公印管守規程
令和八年三月十日

〔令和四年
岡山県訓令 第一号
岡山県警察訓令
第一号〕

は、廃止する。
警出庁
察先中
本機一
部関般

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

岡山県知事
岡山県警察本部長
伊原木隆
藤陽代

◎岡山県告示第九十九号

平成十七年岡山県告示第五百六十九号（書面の保存等に代えて電磁的方法による保存等を行うことができるものの指定）は、廃止する。

令和八年三月十日

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

岡山県知事 伊原 木 隆 太

◎岡山県告示第百号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

令和八年三月十日

指定した医療機関

名称

クオール薬局高梁南町店

所在地

高梁市南町七九―二

指定年月日

令和八年二月二日

岡山県知事

伊原 木

隆

太

◎岡山県告示第百一号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和八年三月十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ヘルパーステーションあいあい

2 所在地

美作市福本八六五

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人鶯園

2 所在地

津山市瓜生原三三七―一

三 廃止の届出を受理した年月日

令和八年三月三日

四 介護保険事業所番号

三三七三七〇〇五七八

五 サービスの種類

訪問介護

◎岡山県告示第百二号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和八年三月十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

福祉あさくちヘルパーセンター

2 所在地

浅口市寄島町一六〇八九番地の一七

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人浅口市社会福祉協議会

2 所在地

浅口市鴨方町鴨方七三番地

三 廃止の届出を受理した年月日

令和八年三月三日

四 介護保険事業所番号

三三七二七〇〇二二三一

五 サービスの種類

訪問介護

令和8年3月10日 岡山県公報 第12784号

◎岡山県告示第百三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和八年三月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 周匝久米南線
- 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
赤磐市滝山字王子河原四九七番二地先から	新	九・〇 四八・二	六四三・九
赤磐市滝山字大原四五九番一地先を経て	旧	四・〇 二一・二	七六〇・八
赤磐市滝山字小原九八三番一地先を経て			
赤磐市滝山字向ヒ一五八六番一地先を経て	旧	九・〇 四八・二	六四三・九
赤磐市滝山字尻田一五九三番二地先まで			
赤磐市滝山字王子河原四九七番二地先から			

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 総社足守線
- 三 道路の区域

令和8年3月10日 岡山県公報 第12784号

区	域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
総社市黒尾字古土手三八番一地先から 総社市黒尾字壱町田一〇二番一地先を 経て 総社市黒尾字木曾橋一〇四番一地先 まで	新	新	八・七 四〇・五	三五二・六
	旧	旧	三・三 二〇・〇	四四四・〇
	旧	旧	一・一 四〇・五	三五二・六

一 道路の種類 県道
二 路線名 山口押撫線
三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
笠岡市入田字落二五六番一地先から 笠岡市入田字平ヶ市九五番一地先 まで 笠岡市入田字平ヶ市九五番一地先 まで	新	新	九・九 一四・六	二五七・〇
	旧	旧	五・五 一四・六	二五七・〇

一 道路の種類 県道
二 路線名 山口押撫線
三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
笠岡市西大戸字矢立一〇四七番地先 から 笠岡市入田字下フケ八九五番一地先 まで 笠岡市西大戸字矢立一〇四七番地先 から 笠岡市入田字下フケ八九五番一地先 まで	新	新	五・六 三一・五	二三一・六
	旧	旧	四・〇 一二・一	二三一・六

令和8年3月10日 岡山県公報 第12784号

◎岡山県告示第百四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和八年三月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
県道	山口押撫線	笠岡市入田字落二五六番一地从先から笠岡市入田字平ケ市九五番一地从先まで	令和八年三月十日
県道	山口押撫線	笠岡市西大戸字矢立一〇四七番地先から笠岡市入田字下フケ八九五番一地从先まで	

〔九〇〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、備中県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和八年三月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

新見市唐松地内	測量区域
公共測量（現地測量）	測量の種類
令和八年三月二日から同年十二月二十四日まで	測量期間

〔九一〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、備中県民局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和八年三月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

新見市唐松地内	測量区域
公共測量（用地測量）	測量の種類
令和八年二月二十七日	終了年月日

〔九二〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、備中県民局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和八年三月十日

岡山県知事 伊原 隆 太

新見市唐松地内	測量区域
公共測量（用地測量）	測量の種類
令和八年二月二十七日	終了年月日

〔九三〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、備中県民局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和八年三月十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

新見市唐松地内	測量区域
公共測量（用地測量）	測量の種類
令和八年二月二十七日	終了年月日

◎岡山県人事委員会訓令第一号

岡山県人事委員会事務局処務規程（昭和三十六年岡山県人事委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月十日

岡山県人事委員会委員長 安 田 寛

第八条中「岡山県公印管守規程（令和四年岡山県訓令・岡山県警察訓令第一号）」を「岡山県公印管守規程（令和八年岡山県訓令・岡山県教育委員会訓令・岡山県警察訓令第一号）」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

◎岡山県選管告示第三十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和八年三月十日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大 林 裕 一

- 一 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数
- 二 選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）（地方自治法第八十条第一項に規定する場合を除く。）
二八九、八三八
- 三 地方自治法第八十条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

選挙区	数	選挙区	数
岡山市北区・加賀郡	八三、六二六	高梁市	七、二七二
岡山市中区	三九、七七八	新見市	七、三九三
岡山市東区	二五、二九六	備前市・和気郡	一一、三六三
岡山市南区	四五、二三四	瀬戸内市	一〇、〇五六
倉敷市・都窪郡	一三三、二七六	赤磐市	一一、六七九
津山市・苫田郡・勝田郡	三三、九五一	真庭市・真庭郡	一一、六三三
玉野市	一五、三八五	美作市・英田郡	七、三三七
笠岡市	一二、三八七	浅口市・浅口郡	一二、一五六
井原市・小田郡	一三、九一〇	久米郡	四、七九七
総社市	一八、七一一		

◎岡山県監査委員訓令第一号

監査事務局

岡山県監査事務局処務規程（昭和三十九年岡山県監査委員訓令第二号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月十日

岡山県代表監査委員 榎 尾 俊 之

第七条中「岡山県公印管守規程（令和四年岡山県訓令・岡山県警察訓令第一号）」を「岡山県公印管守規程（令和八年岡山県訓令・岡山県教育委員会訓令・岡山県警察訓令第一号）」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

◎岡山県教育委員会規則第一号

岡山県教育委員会事務局の組織及び事務分掌規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月十日

岡山県教育委員会

岡山県教育委員会事務局の組織及び事務分掌規則の一部を改正する規則

岡山県教育委員会事務局の組織及び事務分掌規則（昭和三十一年岡山県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第七条第七号中「教育委員会及び教育長の」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

◎岡山県教育委員会規則第二号

岡山県教育委員会公印の寸法及び管理に関する規程の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月十日

岡山県教育委員会

岡山県教育委員会公印の寸法及び管理に関する規程の一部を改正する規則

岡山県教育委員会公印の寸法及び管理に関する規程（昭和三十二年岡山県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項及び第二項ただし書中「教育長」を「教育政策課長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

◎岡山県労働委員会訓令第一号

岡山県労働委員会事務局

岡山県労働委員会事務局事務処理規程（昭和五十四年岡山県地方労働委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月十日

岡山県労働委員会

会長 西田和弘

第四条第二項中「岡山県公印管守規程（令和四年岡山県訓令・岡山県警察訓令第一号）」を「岡山県公印管守規程（令和八年岡山県訓令・岡山県教育委員会訓令・岡山県警察訓令第一号）」に改める。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

◎岡山県収用委員会訓令第一号

岡山県収用委員会事務局

岡山県収用委員会事務処理規程（平成十二年岡山県収用委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月十日

岡山県収用委員会

会長 佐藤 弘一

第五条第二項中「岡山県公印管守規程（令和四年岡山県訓令・岡山県警察訓令第一号）」を「岡山県公印管守規程（令和八年岡山県訓令・岡山県教育委員会訓令・岡山県警察訓令第一号）」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。